

八戸市男女共同参画審議会の概要

1. 設置年月日
平成 13 年 10 月 1 日
2. 設置目的
八戸市の男女共同参画推進に資することを目的とする。
3. 根 拠
八戸市男女共同参画基本条例第 17 条（※参考のとおり）
4. 主な役割
 - (1) 男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策、重要事項についての調査審議
※第 5 次八戸市男女共同参画基本計画（計画期間：令和 4 年度～8 年度）の策定に関する審議等が主な役割
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査・検討
※第 4 次八戸市男女共同参画基本計画（計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度）に登載する事業の進捗状況について調査審議し、市長に対する意見書をまとめること。
5. これまでの主な審議内容

<ul style="list-style-type: none"> ▼ 男女共同参画基本計画の策定について ▼ 市民及び事業所等意識調査について 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 男女共同参画基本計画の進捗状況について ▼ その他男女共同参画に関する意見、提案等
---	--
6. 委員の任期
令和 2 年 7 月 10 日～令和 4 年 7 月 9 日（2 年間）
7. 構 成
委員 15 人以内で組織（八戸市男女共同参画審議会（第 10 期）委員名簿のとおり）
8. 今後の予定（男女共同参画の推進に係る事項等で審議する事案が生じた場合には、随時開催）

年 度	開催回数	時 期	内 容
令和 2 年度	6 ～ 7 回 程度	次回は 10 月上旬 頃を予定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況について（令和元年度～令和 2 年度途中） ・ 第 5 次男女共同参画基本計画策定に係る審議等 ・ 第 4 次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況及び総括について
令和 3 年度			

※参 考

八戸市男女共同参画基本条例（平成 13 年 9 月 27 日公布、平成 13 年 10 月 1 日施行）

～ 抜 粋 ～

（男女共同参画審議会）

第 17 条 男女共同参画の推進に資するため、八戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。ただし、第 4 号に掲げる者については、委員の総数の 10 分の 4 以内とする。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 事業者から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた者

5 前項の委員の定数は、15 人以内とする。

6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の策定に係るアンケートの実施について

1. 目的

第 5 次八戸市男女共同参画基本計画（期間：令和 4 年度～令和 8 年度（5 年間））の策定にあたり、令和 2 年度は、市民の男女共同参画に関する意識と実態及び市内事業所における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等に関する意識と取組状況等について調査把握し、今後の課題を捉えて、基本目標や施策へ反映することを目的としたアンケート調査を実施する。

2. 調査概要に係る変更事項

	市民アンケート	事業所アンケート
① 調査地域	市内全域	
② 対象者	市内在住の満 18 歳以上の男女	市内に本社(店)、支社(店)を置く、従業員が 30 人以上の事業所
③ 標本数	1,000 人(男女各 500 人)	300 事業所
④ 抽出方法	年齢階層別に無作為抽出	住民税の事業所台帳より、無作為抽出
⑤ 調査方法	郵送による配布及び回収	
⑥ 主な調査内容(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する意識について 男女共同参画に関する用語及び市事業の認知度について 仕事、家庭、地域活動について 少子化について 人権の尊重について 	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護との両立支援について 男女がともに働きやすい環境づくりについて 女性の活躍促進について 助成金の利用状況について
⑦ 実施時期	令和 2 年 7 月～8 月頃(予定)	



変更事項

	市民アンケート	事業所アンケート
④ 抽出方法	変更なし	住民税の事業所台帳と八戸市所轄の社会福祉法人より、無作為抽出
⑦ 実施時期	未 定	